(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設プリオール(以下「当施設」という)は、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した短期入所療養介護サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者(以下「扶養者」という)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払う事について取り決める事を、本約款の目的とします。

(適用期間)

- 第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護利用同意書を当施設に提出したときから 効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、あらたに同意を得る事とします。
 - 2. 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行われない限り初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、利用中止の意思表明をすることにより、本約款に基づく短期入所療養介護利用を解除、終了することができます。

(当施設からの解除)

- 第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に揚げる場合には、本約款に基づく短期入所療養介護利用を解除、終了する事ができます。
 - ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
 - ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険居宅サービスの提供を超えると判断された場合。
 - ③ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を滞納し、その支払いを督促したにも関わらず 10日以内に支払われない場合。
 - ④ 利用者が当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信 行為又は反社会的行為を行った場合。
 - ⑤ 天災、災害、施設設備の故障、その他やむを得ない事由により、当施設を利用させる事ができない場合。

(利用料金)

- 第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された連続した利用日数ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
 - 2. 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、連続した利用日数毎の料金の合計額の請求書及び明細書を、利用終了日から3日以内に送付し、利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対しそのサービス提供終了後15日以内に当該合計額を支払うものとします。 尚、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
 - 3. 当施設は、利用者又は扶養者から、第1項に定める料金の支払いを受けた時は、利用者及び扶養者に対して、領収書を交付します。

(記録)

- 第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録をサービス提供の日から5年間は保管します。
 - 2. 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。 但し、扶養者、その他の者(利用者の代理人を含みます)に対しては、利用者の承諾がある場合や その他必要と認めた場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。 但し、自傷他害の恐れがある等緊 急やむを得ない場合には、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師が、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(機密の保持)

- 第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者もしくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。 但し、次の各号について当施設は、利用者及び扶養者から予め同意を得た上で、情報提供を行うこととします。
 - ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質向上のための、学会、研究会等での事例研究発表等。 尚、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
 - 2. 前項に揚げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第9条 当施設は利用者に対し、施設医師の医学的判断により、対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
 - 2. 当施設は利用者に対し、当施設における短期入所療養介護サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
 - 3. 前2項の他、短期入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申し出)

第10条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する短期入所療養介護サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備えつけの用紙及び管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出る事ができます。

(賠償責任)

- 第11条 短期入所療養介護サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害 を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
 - 2. 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第12条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、利用者 又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(虐待防止のための措置)

第13条 利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対して研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

介護老人保健施設プリオールのご案内 (短期入所療養介護事業所)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

> • 施設名 介護老人保健施設 プリオール

• 開設年月日 平成11年9月14日

• 所在地 大阪市鶴見区中茶屋2丁目1-22

• 電話番号 06 (6914) 6660

FAX番号 06 (6914) 7770

• 管理者名 奥田 信二

• 介護保険指定事業者番号 2759280023

(2)介護老人保健施設の目的と運営方針

> 介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と 日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じ た日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができる ように支援する事、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短 期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援す ることを目的とした施設です。

> この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますのでご理解頂い た上でご利用ください。

<介護老人保健施設プリオールの運営方針>

- ・ 老人福祉処遇の質の確保と向上に努め、家庭と病院との中間処遇をベースにした介護 を行う。
- 医療と福祉の機能を十分に備えた施設としての処遇を行う。 医療面の偏重(過剰医療・過小医療)を避け、生活支援の場としてのバランスのとれた 処遇に努める。

(3)施設の職員体制

		• 医師	1人
		• 看護職員	6人
		• 薬剤師	1人
		• 介護職員	14人
		• 支援相談員	1人
		• 理学療法士等	2人
		• 管理栄養士	1人
		• 介護支援専門員	1人
		• 事務職員	1人
(4)	入所定員数	定員	60名
	• 療養室	個 室	12室
		2人部屋	2室
		4人部屋	11室
			0

2. サービス内容

- (1) 短期入所療養介護計画の作成
- (2) 療養上必要な事項についての指導及び説明
- (3) 機能訓練
- (4) 入浴
- (5) レクリェーション行事
- (6) 食事
- (7) 理美容
- (8) その他
- *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を 頂くものもありますので、具体的にご相談ください。
- 3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力頂いております。

協力医療機関

医療法人 仁和会 和田病院 大阪市鶴見区横場3丁目10番18号

社会福祉法人 大阪福祉事業財団 すみれ病院 大阪市城東区古市1丁目20番85号

医療福祉生活協同組合 コープおおさか病院 大阪市鶴見区鶴見3丁目6番22号

• 協力歯科医療機関

トモミ歯科医院

大阪市西淀川区姫里1丁目16番21号

シャルマンコーポ姫里101号

- 4. 施設利用にあたっての留意事項
 - ・ サービス利用者は、施設管理者、介護支援専門員、医師、理学療法士、看護職員、介護職員、支援相談員、管理栄養士等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
 - ・ サービス利用者は、健康に留意するみのとし、施設で行う健康診断は、特別な理由が ない限り、努めて受診しなければならない。
 - ・ サービス利用者は施設の清掃、整頓、その他環境衛生の保持のため施設に協力しなければならない。
 - その他、施設内禁止行為の欄をご覧下さい。
- 5. 非常災害対策

防災設備: スプリンクラー、屋内消火栓、消火器、自動火災報知機、

非常通報設備

防災訓練: 年2回

6. 施設内禁止行為

- ・ 宗教や習慣の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- ・ 喧嘩もしくは口論をなし、泥酔し又は楽器などの音を大きく出して静穏を乱し他の利 用者等に迷惑を及ぼすこと。但し、ラジオ、テレビ等の視聴時間については別に定める。
- ・ 施設内での喫煙及び他の火気を用いること。
- ・ 故意に施設もしくは物品に障害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
- 金銭または物品の頼みごとをすること。
- ・ 施設内の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害すること。
- ・ 無断で備品の位置、または形状を変えること。
- · 無断で電化製品などを持ち込むこと。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談業務として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。 要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、各ス テーションに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただく ことも出来ます。

苦情・問い合わせなど

- ・プリオール 相談窓口(旗手真也) 06-6914-6660
- ・大阪府国民健康保険団体連合会

06-6949-5418

- 大阪市福祉局介護保険課06-6241-6310
- 鶴見区役所 介護保険課06-6915-9859

◇各区、市役所の介護保険窓口

□北区	Tel 06-6313-9859	□東淀川区	Tel06-4809-9859
□都島区	Tel 06-6882-9859	□東成区	Tel06-6977-9859
□福島区	Tel 06-6464-9859	□生野区	Tel06-6715-9859
□此花区	Tel 06-6466-9859	□旭区	Tel06-6957-9859
□中央区	Tel 06-6267-9859	□城東区	106-6930-9859
□西区	Tel 06-6532-9859	□鶴見区	Tel06-6915-9859
□港区	Tel 06-6576-9859	□阿倍野区	Tel06-6622-9859
□大正区	Tel 06-4394-9859	□住之江区	Tel06-6682-9859
□天王寺区	Tel 06-6774-9859	□住吉区	Tel06-6694-9859
□浪速区	Tel 06-6647-9859	□東住吉区	106-4399-9859
□西淀川区	Tel 06-6478-9859	□平野区	Tel06-4302-9859
□淀川区	Tel 06-6308-9859	□西成区	Tel06-6659-9859

□東大阪市役所

東大阪市福祉部 高齢介護室 高齢介護課 1206-4309-3185

П	大耳	타님	7/2	Ţ.	沂
Ш	人与	艮川	115	ヹ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ヹ	ツロ

保険医療部 介護保険課 1072-870-9629

□くすのき広域連合(守口市・門真市・四条畷市)

Tm06-6995-1516 (総務課) Tm06-6995-1515 (事業課)

8. その他

- ・ 当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。
- ・ 別紙2の施設利用料等の金額は介護報酬制度の改正等により変動する事があります。 利用料その他の費用を変更する場合には、変更する1ヶ月前に利用者又はその家族に 対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記入押印)を 受けることとする。

短期入所療養介護について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護についての概要

短期入所療養介護については、要介護者及び要支援者の家庭等で生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら短期入所療養介護サービスの提供にあたる従事者の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者、扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。)

・要介護 1	多床室	890円	従来型個室	807円
・要介護 2	多床室	943円	従来型個室	859円
· 要介護 3	多床室	1,012円	従来型個室	926円
要介護 4	多床室	1,069円	従来型個室	984円
要介護 5	多床室	1,128円	従来型個室	1.041円

② 送迎費用(片道)

197円

③ 個別リハビリテーション実施加算

257円

④ 緊急治療管理費

555円(1ヶ月に3日を限度)

⑤ 療養食加算

9円(1回につき)

⑥ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

6円

⑦ 夜勤職員配置加算

26円

⑧ 緊急短期入所受入対応加算 (7日を上限) やむを得ない事情がある場合は14日 96円

⑨ 重度療養管理加算⑪ 若年性認知症利用者受入加算⑪ 認知症行動・心理症状緊急対応加算⑫ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)1 2 9円⑫ 五字復帰・在宅療養支援機能加算(I)

③ 口腔連携強化加算54円(1ヶ月に1回につき)

④ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数×71/1000

(2) その他の料金

①食事の提供に要する費用

朝590円/昼720円/夕食920円

③ 特別な食事代

実費 (別途消費税必要)

④ 居住に要する費用 多床室

437円/1日

沙士刑(国宁

従来型個室 1,728円/1日

⑤ 別室利用料

従来型個室

3,000円(消費税別)

2 人 室

1,500円(消費税別)

⑥ 理美容代

実費(別途資料をご覧下さい。)

⑦ 日用品代

280円

⑧ 教養娯楽費

190円

⑨ 衣類リース代

実費 (別途消費税必要)

上記①、③について、補足給付(特定入所者介護サービス費)受給対象者については、各 段階別負担限度額を①、③の費用とします。

(3) 支払い方法

ご利用最終日ご利用日数分の請求書を発行いたしますので、15日以内にお支払い下さい。 お支払い頂きますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、現金、銀行振込、郵便引き落としがあります。利用申し込み時にお選び下さい。

医療法人 真和会 介護老人保険施設 プリオール 令和6年8月1日